

知っておきたい障害者福祉制度

障害者手帳

障がいをお持ちの人には障がいの種類に応じて、申請により障害者手帳が山口県から交付されます。障害者手帳が交付されると、補装具の交付、更生医療の給付、税の控除などその障がいの程度に応じた福祉サービスを利用することができます。

申請窓口は、いずれも高齢障害課障害福祉係、総合事務所市民窓口課社会福祉係、埴生支所です。申請手続きについては、高齢障害課障害福祉係へお問い合わせください。

《問い合わせ先》 高齢障害課障害福祉係 ☎ 82-1170

身体障害者手帳

【対象者】 次の身体機能に障がいのある人（児童も含む）

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能またはそしゃく機能、肢体不自由、内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫機能）

【程 度】 1～7級
（手帳交付の対象は6級まで）

●平成22年4月から肝臓機能障害も障害認定されることになりました。詳しい手続きについては、決まり次第広報でお知らせします。

療育手帳

【対象者】 知的障がいのある人（児童も含む）

【程 度】 A（最重度・重度）
B（中度・軽度）

精神障害者保健福祉手帳

【対象者】 精神障がいのため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人（児童も含む）
（統合失調症、躁うつ病、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神病、その他の精神疾患のすべてが対象。ただし、知的障がいは除く）

【程 度】 1～3級

ご利用ください

福祉サービスについては、「障がい福祉のしおり」を高齡障害課障害福祉係、総合事務所市民窓口課社会福祉係、埴生支所、南支所、公園通出張所に備えていますので、ご利用ください。

